重要インフラにおける機能保証の考え方に基づく リスクアセスメン

(第1版) 平成30年4

月 4 日 サイバーセキュリティ戦略本部 重要インフラ専門調査会

卜手引書

(空白ページ)

	はじめに
1 -	1 >手引書策定の目的

< 2 >手引書の記載範囲......

2 -< 3 >手引書の適用範囲......

2 -

(1) 対象とする事業者等

....-

2 - 			アセスメン		
2 - <	4 >手	引書の	構成		
4 -					
2.	リスク	アセス	メントの	全体像	
 - 5 -					
	1	>機能	保証の考え	え方に基っ	づく
リスク	アセス	メン	トの観点		
考えた	ī			5 -	
<	2 >	機能保証	証の考え方	に基づ	<
リスク	- 1	4 .			
	アセス				
					5 -

< 3 >機能保証の考え方に基づ く	
リスクアセスメ ン	
トの枠組み	8-
3. 事前準備	
… 9 - < 2 >実施内容	
9 - (1) リスクアセスメントの実施目的	の確認
9 - (2) 実施方針の確認	
9 -	

(3) マスタースケジュールの策定 -
 10 - (4) 実施体制の構築
12 -
4. リスクアセスメントの対象の特定
- 13 - <1 >作業ステップ
13 - <2>実施手順
13 -

		優先サー				
13 - 	(2)	優先サー	· ビスの氰	影響分析		
14 - 影響:	(3) 分析	優先サ	トービスを	を支える	業務の特別	定・
	(4)	業務を支	ええる経	営資源の	特定	
15 -						
		スク評価:	方針の第	ŧ定		
- 16 <	- 1 >作	乍業ステッ	,プ		•••••	

16 - < 2 >実施手順
16 - (1) リスク分析手法の検討
16 - (2) リスク基準の決定
17 -
6. リスクアセスメント
- 19 - <1 >作業ステップ

 (1) リスクの特定
20 - (3) リスクの評価
21 - 7. リスクアセスメントの妥当性確認・ 評価
22 - <1 >作業ステップ
23< 2 >実施手順

	(2)	パフォ	ーマンス	、評価		•••••
27<	3 >課題	通管理				
(リス		の選択肢		ト の次ス)	テップ
					続的な.	
30 - <	1 >作	€業ステ	ップ			
30 -						

30 - (1) モニタ リ ング実施計画の策定
31 - (3) モニタ リ ング結果の反映方針の策定.
 31 - <参考>リスクマネジメ ン トの取組に対する 内 部監査
付録A.用語の説明
- 33 -

付録B. 参考文献...... - 34 -

1. はじめに

している一方で、

<1>手引書策定の目的

情報通信技術は、国民生活に広く普及し、

事業活動においいて

各種サービスの品質や生産性が向上

し、 新しいサービスの創出機会なども拡大

サービス停止の被害が増加するなど、 情報セキュ リティリスクも拡大しています。 このような環 境の中、 国民生活や社会経済活動の基盤と

ンフラ事業者等におい ては、 情報セキュリティ リスクを事業等のリスクの一つとして認識し、

サイ バー攻撃等に よ る 情報漏えいや

なる サー ビス を提供する重要イ

も 各種サー ビス の提供に欠かせな

いものとなってきています。

情報通信技術の進展に伴いい、

経営層の積極的な関与の もと、適切な情報セキュ リティ対策を講じることが求められます。 情報セキュリティリスクは、 事業環境の変化や利害関係者か ら の要求等に よ って絶えず変化するものです。 そのため、 必要な情報セキュリティ対策を適切に行うには、 情報セキュリティ リスクの変化を認識したう えで定期的なリスクアセスメントを行い、 その結果を踏ま えた対応を戦略 的に講じるこ とが重要となり ます。 リ スクアセスメ ン トの重要性については、 既に多くの事業者 等の認識するところとなり、 事業者等の掲げる 情報セ キュ リティ方針等においても、 リスクアセ スメントの実施が記載されることが増えています。 他方で、リスクアセスメントの重要性を認識 しながらも、 具体的にどのよう に進めたらよいかが分からないといった理由によ り、 リスクアセ スメン

リ スクアセスメ ン トの考え方や実施 方法が しっかり と定着しているとは言い難い状況です。 こ う した状況を踏まえ、 本手引書は、 情報セキュ リティ確保に係る リスクアセスメン トの考え 方や具体的な作業手順に関するフ レーム ワーク を提供する こ と によ り 、

ト が実施でき ていない事業者等 も多 く

存在 してお り、

重要イ ンフラ事業者等に おける リ スクアセスメ ン トの理解を深め、 その精度や水準の向上に寄与する と と もに、

重要イン フラ事業者等による自律的な情報セキュ リティ対策を促進することを目的とします。

<2>手引書の記載範囲

といったリスクアセスメントの主要なプロセス

トに含まれるリスクアセスメン

本手引書の記載個所

本手引書では主にリスクの特定・分析・評価

につ

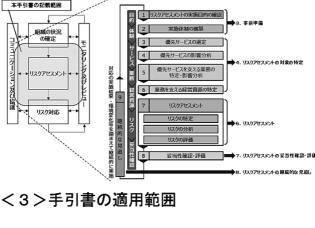
いて記載しています。 併せてリスクアセスメン トの対象を特定するプロセスや、 リスクマネジメ

リスクマネジメントのプロセス

ト以外のプロセスの一部についても記載しています。

図表1 本手引書の記載範囲

本手引書上で記載している主なプロセス



(1)対象とする事業者等

特化したリスクアセスメン

本手引書は、 重要インフラ事業者等による利活用を想定しています。 各事業分野や事業領域に

ト 手法が既に確立 してい い る場合は、 既存の手引書やガイ ドライン等を 優先して利活用

既存の手引書やガイ ドフイン等を 優先して利估) しつつ、 必要に応 じて本手引書の記載内容を補完的に利活用する こ とが望まれま す。 (2) リスクアセスメントの対象 本手引書における リ スクアセスメ ン トでは、 重要インフラ事業者等が、 そのサービス提供に必 要な業務の遂行の ため に所有、 使用又は管理する情報、 情報システム、 TΤ を用いた制御システム 等の情報資産に係る事象の結果(自然災害やサイ バー攻撃等に起因する優先サービス障害)から 認識されるリスク(以下「情報セキュリティ リスク」といいます。)を対象とします(※)。

リスク」といいます。)を対象とします(※)。 (※) 重要インフラ事業者等においては、

情報セ キュリティ

本手引書では、 情報セキュ リ ティ リ スクにスコープを限定したリ スクアセス メントの手法を紹介していますが、 実際にリ スクの評価やリ スク対応の選択肢の同定に係 る意思決定を行う際には、 情報セキュリティ リスク以外のリスクについても勘案し、 総合

リスク以外のリスクがあることも考 えられます。

的に考慮することが重要です。

- 3 -

<4>手引書の構成

リスク源の例

本手引書は、次に掲げるドキュメントによ り構成されます。

図表2 本手引書のドキュメント構成

	ドキュメント名称	粗要
雷巫ノンフラ	ラにおける機能保証の考え方に基づく	本文書
	スメント手引書	TAE
別紙1	************************************	業務の維持のために経営資源に求められる
別部氏「	米板の阻害につなかる争系の和米の例	観点を踏まえた「業務の阻害につながる事象
		の結果」(優先サービス障害)を例示した参考
Bulled -		資料
別紙2	結果を生じ得る事象(脅威)の例	結果を生じ得る事象について、基本的な分
		類と併せて主な例示を掲載した参考資料
別紙3	(様式 1)リスクアセスメントの実施目的の確認	組織の活動目標の設定及びリスクアセスメ
(様式集)		ントの実施目的・方針の確認のためのワーク
(※)		シート(記載例を含む。)
	(様式2) 優先サービスの選定	利害関係者からの期待、社会的責任(CS
		R)、法制面の要求(コンプライアンス)等を
		分析し、優先サービス(リスク評価の対象と
		するサービス)を選定するためのワークシー
		ト(記載例を含む。)
	(様式3)優先サービスの影響度分析	優先サービスの影響分析として、安全(=
		許容できないリスクが無い状態) の観点を踏
		まえ最低限許容されるサービスの範囲・水準
		及びサービス提供が停止した場合の時間経過
		に伴う影響を分析し、最大許容停止時間を決
		定するためのワークシート (記載例を含む。)
	(様式4)優先サービスを支える業務の特定及び	優先サービスの提供のために必要な業務を
	当該業務の影響度分析	洗い出し、その業務について最低限維持すべ
	-100.00 TO E 02.77 TO	き状態を明らかにした上、その業務が停止し
		た場合の影響及び最大許容停止時間を推定す
		るためのワークシート (記載例を含む。)
	(様式5) 業務を支える経営資源の特定	優先サービスの提供に必要な業務につい
	(はみり) 木切と入れる社合具態の付え	て、最低限維持すべき状態を維持するために
1		○ 要な経費資源を明らかにするためのワーク
		シート(記載例を含む。)
	(様式6)経営資源に係るリスクアセスメント	シート (配載例を含む。) 優先サービスの提供に必要な業務に係る経
1	- 「休丸ひ」就去見場に旅るリスン/でスァント	夜兀!――しへい花状に必安な未務に添る粧

営資源を整理した上、その業務継続に対する リスクの特定、分析及び評価を行うためのワ ークシート(記載例を含む。)

リスク源について、基本的な分類と併せて

2. リスクアセスメントの全体像

リスクアセスメントの観点・考え方 リ スクアセスメ ン トの手法には、 既に確立されてお り 、

< 1 >機能保証の考え方に基づ く

多 く の運用実績を有する も のが多数存在 しますが、 その手法の採用や実施手順におり

いて唯一の正解と い う ものはあ り ません。 このため、 事 業者等がリスクアセスメントを実践する際には、

業者等がリスクアセスメントを実践する際には、 どの手法を採用すれば、 自組織にとって、 より効 果的 ・ 効率的に リ ス ク の特定 ・

果的 ・ 効率的に リ ス ク の特定 ・ 分析 ・ 評価を行 う こ と ができ る かを 十分に検討した上、 自 らの判断

でこれを決定することが必要です。 この検討・ 決定に際 しては、 そ の提供す る サー ビス が社会経済 シス テ ム におい て不可欠な役割 機能保証の考え方(『重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」からの独特)
 重要インフラサービスは、それ自体が国民生活及び社会経済活動を支える基盤となっており、その提供に支障が生じると国民の安全・安心に直接的かつ深刻な負の影響が生じる可能性がある。このため、各関係主体は、重要インフラサービスを安全かつ持続的に提供するための取組(機能保証)が求められる。なお、本行動計画において、「機能保証」とは、各関係主体が重要インフラサービスの防護や機能維持を確約することではなく、各関係主体が重要インフラサービスの防護や機能維持のためのプロセスについて責任を持って請け合うことを意図している。すなわち、各関係主体が重要インフラ防護の目的を果たすために、情報セキュリティ対策に関する必要な努力を適切に払うことを求める考え方である。
 本手引書では、前述のとおり、

機能を担う重要インフラ事業者等においては、 「機能保証」の考え方を踏まえることが重要となり

ます。

り利活用されることを想定しているこ とから、 機能保証の考え方に基づく リスクアセスメントと して、 「各重要インフラ事業者等が社会

重要イ ンフラ事業者等によ

経済システムの中で果たすべき役割 ・ 機能を見極め、 これを発揮するために、 許容できないリスクが無い状態 (=安全)

を確保しつつ、 サービス提供を継続する」 という観点から、 情報セキュリティリスクの特定 分析・評価を実践するための手順を紹介します。 重要イ ンフラ事業者等にあっては、 リ スクアセスメ ン トを主体的かつ自律的に取り組むことが必要です。 ただし、その取組の精度や水準については、 各重要イ ンフ ラ事業者等の力量に依存する こ とから、本手引書では、 機能保証の考え方に基づく リ スクアセスメ ン トの観点や参考になる作業手 順を示すことにより、 各重要インフ ラ 事業者等にお け る取組につV ハて一定以上の精度や水準が確保 されることを狙いとしています。 なお、本手引書で紹介するリスクアセスメン トの手順は、重要インフラ事業者等に限らず、中 堅・中小企業を含む様々 な分野の事業者等においても準用するこ とができます。

リスクアセスメントの方針

<2>機能保証の考え方に基づく

本手引書では、 「2. <1 >機能保証の考え方に基づく リスクアセスメン

トの観点・考え方」 に 記載したとおり、「重要イ ンフラ事業者等が、

機能保証の考え方に立脚 し、 リ ス ク を戦略的に最適 化する ために、 リ

ス ク の特定、 分析及び評価を行い、 並びに リ スク対応の選択肢の同定を行うとと

スク対応の選択肢の同定を行うとと

- 5 -

もに、残留リスクを可視化すること」 を志向します。このことを踏まえ、 本手引書で紹介するリス

クアセスメントの手法は、 次に掲げる方針に従うものとします。

Xに掲げる万針に使りものとします。

① リスクの捉え方 「社会経済システムの中で果たすべき役割 ・ 機能を発揮するために必要なサービスの提供を維 持・継続すること」 を重要イ ンフラ事業者等における経営戦略上の目的と し、 「目的に対する不 確かさの影響」 を リ スク と捉えます

ただし、 機能 保証の考え方を踏まえ、 本手引書で対象とするリスクは、「負の影響: 好ま しく ない結果をもた らすリ スクレ

(ISO 31000:2009 における定義に準拠。)

に限定します。

② 機能保証の考え方に基づく 演繹的なリスクアセスメント

発生確率の低い事象から目を背けた

(発生した場合には危機的状況につながる

可能性がある事 象であっても、

過去に経験していない、

又は発生確率が低いためにリスクと して想定しなかった)ことにより、 その事象の結果が想定外と なって大きな混乱を招く こととなった東日本大震災 での教訓を踏まえ、 上記①によるリスクの捉え方を前提として、 機能保証の考え方に基づき、 「重要インフラ事業者等が社会経済シス テムの中で果たすべき役割・ 機能を発揮するために維 持・継続することが必要なサービスを特定し、 許容できないリスクが無い状態(=安全)を確保 しつつ、そのサービス提供を継続する ために必要な業務や経営資源に係る要件を分析・ 評価」した上、これらに影響する 「事象の結果からリスク源までを演繹的に特定・ 分析・評価」するアプローチとします。 (3) 効率的な作業への配慮 (帰納的なアプローチとの組合せ)

演繹的な詳細 リ スク分析のアプローチを採用 しますが、 多く の重要イ ンフラ事業者等によ り 実 施されているイベン トツリー分析等の帰納的なアプローチによって、 想定される脅威 (事象) 及 び脆弱性 (リスク源) の組合せを書き出 していく やり 方も、 重要イ ンフラ事業者等が想定する リ スク についての 分析には一定の効果がある ことから、 こ う した実績のある帰納的な手法を組み合 わせることにより、 効率的な作業を行う ことができるように配慮します。
具体的には、 重要イ ン フラ事業者等における作業負荷や、 作業者 の知識 経験が浅い場合などに結果を生じる事象やリ ス ク 源を見逃 して しま う 可能性があることについても考慮し、 リスク分析における気付きとなる よ うな

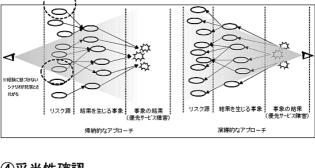
「結果を生じ得る事象 (脅威) 1) の例 (別紙2) 及び 「リ スク源の例」 (別紙4) を提供することにより、作業の効率化や網羅性 の確保に資するように配慮します。 - 6 -図表3 アプローチ手法の比較 帰納的なアプローチ 海縄的なアプローチ 粗零 リスク源を想定し、そのリスク源から派生 事象の結果を想定し、その結果に至る様々 する様々な事象及び事象の結果がどうなるか な事象及びリスク源を明らかにする手法 を明らかにする手法 (イメージ) ②← ② × ② (イメージ) X× Y → ? 主な手法 イベントツリー分析 フォールトツリー分析 個別のシナリオ分析に優れており、各シナ 事象の結果に関するシナリオを演繹的に分 リオに応じた対処事項についての有効な知見 析することにより、網羅的に全容を知ること を得ることができる ができる リスク源を網羅することが難しい 提供するサービスや業務の構成が複雑な場

(別紙

合、分析結果の組合せが爆発的に増加し、作

業負荷が多大になる

「業務の阻害につながる事象の結果の例」



4)妥当性確認

唯一の絶対的な正解という ものがなく その判断結果には、 作業者の立場や知識 ・ 経験に基づ く 偏 り

リ スクアセスメ ン トにおいては、

(バイアス) を含むことがあります。 また、 多く の作業 者が分担 して作業を行う 場合には、 作業者ごとにリスクアセスメン

ト 結果の粒度や精度にば ら つ きが生じることがあります。

こうした特性を踏まえ、

「リスクアセスメン ト実施内容が目的達成 に向けて妥当であるこ と」 を検証するための妥当性確認 (Validation) のプロセスを組み入れます。 この妥当性確認のプロセスには、 サー ビス 提供を支 え る 業務や経営資源 に係 る 職務分掌 の確 認や部門 間の連係状況の相互理解を 目的とする関係主体間のコ ミ ュニケーショ ンを含みます。 ⑤リスクアセスメントの継続的な見直し VUCAと呼ばれる不透明な環境においては、 重要イ ンフラ事業者等が環境の変化に敏捷かつ 適切に対応するために、 リスクマネジメント の取組を継続的かつ有効に機能 さ せ る 仕組み を構築 することが必要となることから、 妥当性確認を踏まえたリ スクアセスメ

的に実施するため ト結果の見直しを継続 に必要な体制を整備する プロ セス を組み入れます。

<3>機能保証の考え方に基づく リスクアセスメントの枠組み

「2.<2>機能保証の考え方に基づく

リスクアセスメントの方針」

に記載された方針に基づ

き、次のとおり、機能保証の考え方に基づく リスクアセスメントの枠組みを示します。

図表4

機能保証の考え方に基づくリスクアセスメントの枠組み

トの枠組み

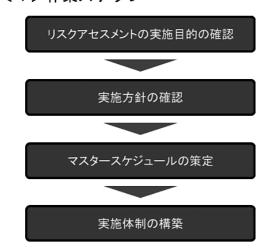
力計	リスクアセスメントのプロセス
①リスクの捉え方	4. リスクアセスメントの対象の特定
②機能保証の考え方に基づく演繹的なリスクア	6. リスクアセスメント
セスメント	
③効率的な作業への配慮	(別紙1)業務の阻害につながる事象の結果の例
(帰納的なアプローチとの組合せ)	(別紙2) 結果を生じる事象 (脅威) の例
	(別紙4)リスク源の例
④妥当性確認	7. リスクアセスメントの妥当性確認・評価
⑤リスクアセスメントの継続的な見直し	8. リスクアセスメントの継続的な見直し

3. 事前準備

本章では、機能保証の考え方に基づくリ スクアセスメン

トの実施のための事前準備作業の実施手順 を記載 します。

く1>作業ステップ



く2>実施内容

(1) リスクアセスメントの実施目的の確認

自 組織の活動 目標を設定 し、

これを踏まえた自組織のリスクアセスメン

トの目的を確認しま

す。 機能保証の考え方に基づくリスクアセスメン

トでは、「自組織が社会経済システムの中で果

たすべき役割 機能を発揮するために必要なサービスについて、

許容できないリスクが無い状態 (=安全)を確保しつつ、

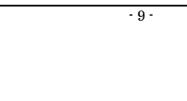
そのサー ビス提供を継続する という観点を踏まえた自組織の活動目標を設定し、

その 目標に対する

リ スクを戦略的に最適化するために、

リスクの特定、 分析及び評価 を行い、 並びに残留リスクを可視化すること」 が、 基本的なリスクアセスメントの実施目的にな_{りま} す。 **<リスクアセスメントシートの活用>** 『(株式1) リスクアセスメントの実施目的の確認』を用いて、重要インフラ専業者と て自組織が利害関係者から期待されている役割 機能を整理するプロセスを通じ、 リスクア セスメントの実施目的の確認を行います。 (2) 実施方針の確認 自組織におけるリスクアセスメン トの実施方針(※)を設定し、 経営層及び関係部門におい て、これを確認します。この際、 本手引書で紹介する機能保証の考え方に基づくリ スクアセスメ ントの枠組みを参考として、 自組織における実施方針を定める

ことができます。



(※) 本手引書において、リ スクアセスメ ン トの実施方針とは、「リスクアセスメントの目的を 達成す る

経営層において合意されたもの」を いいます。

ために必要な活動の範囲や進め方について、

『(様式1) リスクアセスメントの実施目的の確認』を用いて、リスクアセスメントの実 施目的の確認と合わせて実施方針の確認を行います。

<リスクアセスメントシートの活用>

(3)マスタースケジュールの策定

リスクアセスメントの実施方針が定まったら、 実施方針として定めた各作業の実施時期を定

め、 リスクアセスメン ト 活動全体の作業 ス ケ ジ ュ ール (マスタースケジュール) を策定します。

リ スクアセスメ ン トには経営層によ

る承認が要求されるプロセスも含まれており マスタース ケジュールの策定においては、 このよ う な進捗管理上の重要な節 目 となる局面をマイルストーンに設定し、 これを踏ま えたスケジュールと なる よ うに調整することが重要です。 なお、マスタースケジュールは、 進捗管理の前提である重要なベース ライ ンであ り 後続の作 業手順である 実施体制 の構築や各作業部 門 で の 詳細 ス ケジュールの策定及び要員手配の前提となります。 (4) 実施体制の構築 リスクアセスメン トの実施方針及びマスタースケジュールを踏まえ、 実施体制を構築します。実施体制の構築に際し、 機能保証の考え方に基づく リスクアセスメントが経営戦略上の重要な活

動であることを踏まえ、経営層が、 リスクアセスメントの最高責任者として、 推進及び管理を主導することが重要です。 図表5および図表6に、本手引書におり いて想定する実施体制及び作業ステ ップ別の作業担当部 門(例)を記載します。 図表 6 の STEP1 から STEP3 の作業においては特に、 その実施主体は経営層と の定期的なコ ミュニケーションを行い、組織全体と してのリ スクマネジメ ン トの方針等を理解した う えで取り 組むことが重要となります。 また各作業ステップの実施主体においては、 作業に特定の部門 内で 閉鎖的に取 り 組むのではな く 、 経営層への正確な報告や進言を行うことを含め、 関連部門間で適 切にコ ミ ュニケーショ

うな仕組みを構築の上、 連携して取り組むこ とが重要となります。

ンを行いつつ進めていける

ょ

図表 5 リスクアセスメント実施体制(例) 休制 役割 主な担当部門 統括 リスクアセスメントの目的達成に係る最終的 CFO リスクアセスメント統括責任者

- 10 -

な責任を負います。 リスクアセスメント監査部門 リスクアセスメントの管理・推進の妥当性を 内部整套部門

監査 第三者的立場から確認し、リスクアセスメン

ト統括責任者による意思決定を補助します。 管理 リスクの運用管理の責任者であり、リスクア CRO リスクアヤスメント管理青任者

セスメントの結果等をリスクアセスメント統

括責任者に報告する責任を負います。

リスクアセスメント管理担当部門 リスクアセスメント管理責任者を補助し、リ リスク管理部門

スクの運用管理を担当します。 経営管理部門 リスクアセスメント推准責任者 リスクアセスメントの推准に係る責任を負い

排准 CIO/CISO ます。 リスクアセスメント推准事務局 リスクアセスメント推進担当部門をとりまと

I T企画部門 め、無門機断的なリスクアセスメントの全体

調整を行います。

リスクアセスメントの実施主体となります。 リスクアセスメント推進担当部門 企画部門

サービス部門

業務部門 情報システム部門



図表6 作業ステップ別の作業担当部門(例)

STEP	評価対象	経営企画を 所管する部門	サービスを 所管する部門	サービスの提供に必要な 業務を所管する各部門				
		Ex.経営企画部門 リスク管理部門	Ex.OO事業部門	Ex 営業部門、技術所 研究開発部門、				
STEP1:活動目標の決定	目標	0						
STEP2:優先サービスの選定	サービス	0	0					
STEP3:優先サービスの影響分析	サービス	0	0					
STEP4:優先サービスを支える 業務の特定・影響分析	サービス⇒業務		0	0				
STEP5:業務を支える経営資源の 特定	業務⇒経営資源							
STEP6:リスクアセスメント	経営資源⇒リスク	0	0	O (ユーザ部門)	◎ (システム部門)			
◎・主担当(取りまとめ等)								

②: 主担当(取りまとめ等)○: 割担当(結果の確認等)

(5)詳細スケジュールの策定及び要員計画 実施体制が定まり、

各作業ステップの推進担当部門が決定したら、

各推進担当部門において、 詳細スケジュールの策定及び要員計画

(作業担当者の選仟及び作業の割当て)

を行います。

要員計画に際しては、サービス、業務、

シス テ ム等 に係 る 有識者を確保す る ほか、

組織で決め られた レポー

ト ラ イ ン を踏ま えた 関連部門 と の連絡窓 口 となる担当者等の確保も考慮する必要があります。

4. リスクアセスメントの対象の特定

本章では、「リスクアセスメントの対象の特定」 に係る作業の実施手順を記載します。

リ スクアセスメ ン トの対象は、 機能保証の考え方に基づき 、

重要イ ンフラ事業者等が社会経済システムの中で果たすべき役割機能を発揮するために、

許容できないリスクが無い状態 (=安全)を確保しつつ、サービス提供を継続することが必要なサービスを特定し、 れに必要な業務や経営資源に係る要件を分析・評価した結果を踏まえて、

見極めます。
なお、この一連の作業は、バリュー・
チェーン及びサプライ
チェーンの把握並びに事業影響度の把

<1>作業ステップ

握を通じて、後続のリスク評価を行う上での評価基準 態度及びリスク許容度を分析する作業でもあります。



優先サービスの選定

優先サービスを支える業務の特定・影響分析 業務を支える経営資源の特定

<2>実施手順

(1)優先サービスの選定

重要インフラ事業者等が扱うサービスについて、

経営上の位置付け(業績への寄与度や事業上 の依存度等の事業経営上の位置付け) 利害関係者 (顧客、 仕入先、 株主、 地域社会等) からのニーズ・期待、 社会的責任 (CSR) 、 法制面の要求 (コンプライアンス) 等を総合的に勘案し た上、 機能保証の考え方に基づき サー ビス の重要度 (優先度) を評価し、 リスクアセスメントの (優先サービス) 対象とするサービス を特定します。 重要イ ンフラにおける情報セキュ リ ティ確 保に係る安全基準等策定指針 (第5版) (以下、 「指針」といいます)の別紙2に記載された 「重要インフラサービス」 は、 優先サービスと して特定されることが想定されます。 くリスクアセスメントシートの活用> 『(様式2)優先サービスの選定』を用いて、サービスに関する利害関係者の期待事項や 法制面での要求事項等を勘案し、事業者等にとって重要なサービスを特定します。

(リスク基準) の前提となる、リスクに対する

優先サービスについて、 前ステップ 「 (1) 優先サービスの選定」 で分析した要求事項等を満 たすために、 安全 (=許容できないリ スクが無い状態) の観点を踏まえ最低限許容されるサービ スの範囲 ・水準を明らかにします。 また、 優先サー ビスの提供が完全に停止 した場合に生 じ る事

態及び時間経過に伴う影響度合いを分析・評価し、 優先サー ビスの最大許容停止時間 (MT P D, Maximum Tolerable Period of Disruption)

(2)優先サービスの影響分析

を推定します。 **〈リスクアセスメントシートの活用〉**『(株式3) 優先サービスの影響度分析』を用いて、サービスに関する利害関係者の期待

│ たサービスの提供が完全停止 した場合の影響を分析 ・ 評価した上でサービスの最大許容停止 │

時間(MTPD)を推定します。

優先サービスを支える業務の特定・影響分析

(3)

優先サービス の提供に必要な業務を洗い出し、

その業務について許容される最低限の水準 (操 業率、 稼働率等) を明 らかに します。 この際、

自組織のバリュー・ チェーンを意識して作業を行

うことを推奨します。 また、 その業務が完全に停止

した場合に生じる事態及び時間経過に伴う影 響度合いを分析 ・ 評価し、

業務の最大許容停止時間を推定します。

図表7 一般的なバリュー・チェーンの例



<リスクアセスメントシートの活用>

『(様式4) 優先サービスを支える業務の特定及び当該業務の影響度分析』を用いて、サービスに関する利害関係者の期待その他要求事項等を満たすための優先サービス提供に必要な業務の範囲・水準を明らかにし、また業務が完全停止した場合の影響を分析・評価した上で業務の最大許容停止時間 (MTPD) を推定します。

- 14 -

(4)業務を支える経営資源の特定

前ステップ「(3)

優先サービスを支える業務の特定・影響分析」

で洗い出した業務を遂行す

るために必要な経営資源を特定し、

その必要な要件(条件や数量など)

を分析します。

<リスクアセスメントシートの活用>

『(様式5) 業務を支える経営資源の特定』を用いて、『(様式4) 優先サービスを支える 業務の特定及び当該業務の影響度分析』で洗い出した業務を支える経営資源(優先サービス

提供に必要な業務の遂行のために所有、使用又は管理する情報資産、設備、人、ライフライ ン等)を洗い出します。

- 15 -

本章では、「リスク分析の手法及びリ

5. リスク評価方針の策定

スク評価の基準(リスク基準)の策定」 に係る作業の実施手順を記載します。

に係る作業の実施手 順を記載します。 リ スク評価のための手法には様々なものがあり

ますが、
従来型の情報セキュリティ
リスクの評価に

おいては、「情報資産の価値(機密性・完全性・ 可用性の観点から評価) × 脅威の大きさ ×脆弱性の 度合い」 といった算式により、

情報資産保護の観点か らリスクの重大さを測ることが一般的でした。 この手法では、 まず情報資産を洗い出した後、

その情報資産に自らが想定する事象 (セキュリティ・インシデント) を当てはめる という帰納的なアプローチでリスクの特定・分析・評価が行われます。 この帰納的なアプローチは、 過去の経験の 中から事象を 当 て はめ る という経験的な作業を伴いやす く 、 再発防止型のアプローチである と もいえます。 また、 この手法は、 情報資産の洗出 しから最終的 なり スクの評価までが情報システム部門内で完結して しまい、 機能保証の考え方に基づくサービス提 供への影響を 十分に分析・評価されにくいことも懸念されます。 従来型の情報セキュ リ ティ リスクの評価において、 こう した課題があることを踏まえ、本手引書では、 機能保証の考え方に基づ き 優先サー ビスに要求されるサービス レベル ・ 業務要件を踏まえた影響 度合い等を考慮したリ ス ク 評価方針 (分析手法及び評価基準) を策定します。

リスク分析手法の検討

<1>作業ステップ

リスク基準の決定

(1) リスク分析手法の検討

く2>実施手順

本手引書では、多くの重要イ ンフラ事業者等により採用されているリ

スクマップ及びリスク・スコアリ

ングの手法を用いたリスク分析を紹介します。

リスクマップは、 一般的に、 「影響度」 及び

「発生頻度(発生可能性、起こりやすさ)」又は 「情報資産の価値」 及び 「脅威の大き さ ×脆弱性の度合い」 をそれぞれ縦横の軸にしたマ トリクスにリスクを配置して、そのリス ク の相対的な優先関係を把握する分析手法です。 また、 それぞれの要素に重大さに応 じた一定のス コ ア を付 して掛け合わせる こ とによって、 優先して対応すべ き リ ス ク を明確にする分析手法を リ ス ク スコアリングといいます。 機能保証の考え方に基づく リスクアセスメントでは、 「自組織が社会経済システムの中で果た すべき役割・機能を発揮するために、 許容できないリスクが無い状態(=安全) を確保しつつ、サービス提供を継続するという 観点を踏まえた自組織の活動目標を設定し、その 目標に対するリスクを戦略的に最適化するために、 リスクの特定、分析及び評価を行い、並びに残留 リスクを可 視化すること | が基本的なリスクアセスメ

「事象の発生頻度(発生可能性、起こりやすさ)」 を評価の軸とします。 「事象の結果によ る優先サー ビス 業務への影響度合い」については、 Γ4. リ スクアセスメ ン トの対象の特定」

優先サービス・業務への影響度合い」と

次に掲げる要素等を用いて総合的 に評価します。

例えば、

図表8 主な影響度合いの評価要素 影響度合いの評価要素 事象の結果が優先サービスを支える業務に及ぼすと予想される影響の範囲及

業務に対する予想影響節 囲・程度

において分析した結果を踏まえ、

予担復旧時間 事象の結果により優先サービスを支える業務が停止又は阻害された場合にお ける予想復旧時間を評価します。

び程度を評価します。業務に及ぼす影響には、「4. リスクアセスメントの対 象の特定」において分析した各要求事項への影響についても考慮します。

予想対応コスト 事象の結果により優先サービスを支える業務が停止又は阻害された場合にお いて、その業務の復旧や事象の結果の対処に要する予想コストを評価します。

事象の結果により人命や環境に損害を与える可能性がある場合の、発生し得

人命や環境への予担影響 範囲・程度 る影響の範囲及び程度を評価します。

(2) リスク基準の決定 リスク基準とは、リ

許容停止時間内での

スクの重大さを評価するための

目安とする条件であり、リスクアセスメン

ト作業担当者によって評価結果にばらつき

を生じさせないことを狙いとして、

あらかじめ設定される判断指標をいいます。

機能保証の考え方に立脚すると

「事象の結果に よ る優先サー ビス

(発生可能性、 起こりやすさ) 」 を評価の軸とする場合における リ

リスク基準は、 許容できないリスクが無い状態 (=安全) を確保する観点を踏まえつつ、 優先サービスの許容最低水準を満たすことや、

復旧が可能であることが目安となります。

業務への影響度合 い」と「事象の発生頻度

なお、リスク基準は、リスクアセスメントの目的に応じた設定にすることが必要です。 また、 リスクアセスメントの継続的な見直しにおいて、 環境変化等に応じて設定の見直しを行うことも

- 17 -

基準の設定イメージは、次ページのとおりです。

-・ <リスク基準の設定イメージ>

重要です。

事象の結果として、優先サービス を支える業務が停止する場合や業務の復旧 が困難になる場合、人命や環境へ大き

な損害が生じる場合等を重大な影響と して評価し、この場合において は、

発生頻度が非常に少ないと評価される ときであっても、 リスク対応の対象となるようにリスク基準を

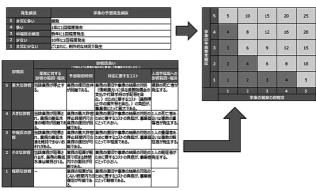
「5以上」と設定しています。

図表9 リスク基準の設定イメージ

(例)

※リスク基準を「5以上」とした場合、黄色い個所に該当する

リスクがリスク対応の対象となります。



上立一口 [左上口

6. リスクアセスメント

本章では、「優先サー

ビスの提供に必要な業務に係る経営資源を整理

した上、その経営資源に係る

リスクを特定、分析及び評価」

するための作業の実施手順を記載します。

<1>作業ステップ

リスクの特定

リスクの分析

リスクの評価

(1)リスクの特定

次のステップに沿って、

演繹的にリスク源を洗い出します。

①優先サー

<2>実施手順

ビスの提供に必要な業務に係る経営資源に対し、

「業務の阻害につながる事象の結 果」を書き出します。

②上記①の「結果を生じ得る事象」

を書き出します。

③上記②の事象と

合わせて上記①の結果を生じ得る「リスク源」 を書き出します。

図表 10 <例>制御サーバを経営資源と した際の作業イメージ

(前ステップ)



<リスクアセスメントシートの活用>

『(様式6) 経営資源に係るリスクアセスメント』を用いて、『(様式5) 業務を支える約

営資源の特定』で洗い出した経営資源

(情報資産) ごとに、

業務の阻害につながる事象の結

果、その結果を生じ得る事象及びリスク源を特定します。

(2) リスクの分析

次のステップに沿って、

「事象の結果による優先サービス・

業務への影響度合い」と「事象の 発生頻度」

を分析し、リスク評価のインプットとなる 「残留リスク値」を導出します。

①事象の結果が優先サービス

業務に及ぼし得る影響について、

その内容を書き出し、「5. リ スク評価方針の策定し

において定めた評価軸に基づく評価を行います

(※)。②事象の発生頻度について、「5. リスク

評価方針の策定」において定めた評価軸に基づく

を行います(※)。

評価

③上記①及び②の結果を踏まえ、「5. リスク

評価方針の策定」において定めた評価マトリクス に基づき、 リスク源ごとの残留リスク値を導出します。

リスク原ことの残留リスク値を停口します。
(※)

対策前の評価(固有リスク)及び対策 後の評価(残留リスク)

何らかの対策を講じている場合であっても、 技術の進歩により対策の有効性が陳腐化しや すいという情報セキュリティ対策の性質を考慮し、

の両方を行います。

図表 11 <例>リスク分析のイメージ

リスク基準(図表 9 参照)を用いたリスク分析

リスク基準(図表 9 参照)を用いたリスク分析 (例)

リスクの特定			事象の結果による 優先サービス・業務への影響度合い			事象の発生頻度				
業務の阻 皆につなが る事象の 結果	結果を 生じ得る 事象		事象の結果の影響	対策前	現在講じている対策	対策後	対策前	現在講じている対策	対策後	残留 リスク値
顧客情 報の情 報流出	内部 持ち 出し	悪意ある 人物が情 報を持ち 出せる環 境	業務停止に直結するもの ではないが、調査や説明 対応に追われることにより、 通常業務の遂行を大きく 阻害する。	4	顧客情報を扱うシステムの 操作者は制限され、操作 できるサービスレベルも操作 者ごとに必要最低限に制 限されている。	3	4	社員教育の実 施	3	
			-	13	: :	13	E	-	-	-



事象の発生頻度

<リスクアセスメントシートの活用>

『(株式6) 経営資源に係るリスクアセスメント』を用いて、「事象の結果による優先サービス・業務への影響度合い」と

「事象の発生頻度」 を分析・評価し、 スク評価のインプッ

トとなる「残留リスク値」を導出します。

事象の結果による優先サービス・業務へ

の影響度合いの評価基準

(3) リスクの評価次のステップに沿って、

「リスク対応の実施対象とするリスクを特定」 します。ここでは、洗 い出されたリスクから、

経営層による全社的な意思決定に基づく

スクを選別し、そのリスク に係る組織内の責任主体を明確化することが作業

リスク対応の実施対象とするリ

目的となります。 ①リスク対応の実施対象として、

リスク基準以上の残留リ スク値のリスクを抽出します。

②リスク基準未満の残留リスク値のリスクのうち、 個別事情についても勘案(※)した上、リス ク対応の実施対象とするものを抽出します。 スク対応の優先度に係る判断の目安であり、 実際のリスク評 価の際には、 個別の事情に応じて適宜に判断します。 ③上記①及び②で抽出されたリスク (経営層による全社的な意思決定に基づく リスク対応の実施 対象とするリスク) に対し、リスクオーナー (そのリスクの対処に関する責任を負担する部 署・部門又は役職員)を定めます。 (注) 本ステップにおいてリスク対応の実施対象として抽出されたリスクについては、経営層に よる全社的な意思決定の対象として、定期的にモニタリングを行い、リスクアセスメント の継続的な見直しの中で再評価を行います。 なお、本ステップにおいてリスク対応の実施対象として抽出されなかったリスクについて は、リスクとして認識しないということではなく、通常の業務又は職務上の分掌に基づく 管理対象として、所管する部署・部門又は役職員の責任において管理します。 <リスクアセスメントシートの活用>

『(様式6)経営資源に係るリスクアセスメント』を用いて、「リスク基準」以上の「残留

(※) リスク基準は、あくまでリ

リスク値」のリスク源を抽出し、そのリスクのリスクオーナーを定めます。

7. リスクアセスメントの妥当性確認・評価

本章では、

が必要です。

「リスクアセスメントの妥当性確認・評価」

の実施手順を記載します。

リ スクアセスメ ン トの結果には、

作業者の立場や知識 ・ 経験に基づ く 偏 り (バイアス) や、 複数の 作業者で作業を分担する こと

などによる 粒度や精度のばらつきが生じる ことがあります。 こうした偏

りやばらつきを解消し、 リスクアセスメン ト の実施主体においって、

妥当である ことを保証するためには、 複数の関係主体が連携してリ スクアセスメ ン

その実施内容が 目的達成に向けて

トの実施内容を検 証し、その結果を共有すること

また、効果的なリスクアセスメントの実現には、 リスクアセスメント作業が適切かつ十分に実施さ れたかどうかを客観的に評価した上、 その結果を関係者にフィードバックし、 改善につなげることが 重要です。一般的に、 ある取組に対して評価を行う場合、 ストラクチャー(構造)、プロセス(過程) 及びアウトカム(成果) の各観点から実施されますが、 リスクアセスメントの評価においては、 成果の有効性(リスクアセスメン トの目的がどれだけ達成されたか) を評価することが困難であることから、 「リスクアセスメン トを実施するための体制並びにリスクアセスメン トの実施手順及び活動 状況が適切かつ十分であっ たか」を評価することにより、リスクアセスメン トの妥当性を確認しま す。

本手引書では、 「 ウ ォーク スルー (リ ス ク アセス メ ン ト の実施内容の妥当性確認)

して、

こ う した妥当性確認のための取組と

による分析結果の検証及び 「パフォーマンス評価 (リスクアセスメント 作業の妥当性確認) 」

による実施体制や活動内容の評価を紹介します。

図表 12 妥当性確認の手法

認)

妥当性確認の手法 主な実施主体 ウォークスルー リスクアセスメントの結果における偏りやばらつ リスクアセスメントシートの作 成者(リスクアセスメント推進 (リスクアセスメン きを解消するため、複数の関係主体が連携してリス トの実施内容の妥当 クアセスメントの実施内容を検証し、その正当性を 担当部門) 性確認) 確認するとともに、検証舗果を共有・合意するため (注) 関連業務の所管部門、経営 の取組。サービス提供を支える業務や経営資源に係 資源の利用部門、法務部門、リ る職務分掌の確認や部門間の連係状況の相互理解を スク管理部門等もレビュー役と 目的とする関係主体間のコミュニケーションを含み して参画する パフォーマンス評価 リスクアセスメントを実施するための体制並びに リスクアセスメント監査部門 (リスクアセスメン リスクアセスメントの実施手続及び活動状況が適切 (内部監査部門等のリスクアセ ト作業の妥当性確 かつ十分であったかを評価することにより、リスク スメントの管理・推進の妥当性

アセスメントの妥当性を確認する取組 (※) 本手引書では、ISO22301、ISO27001 等で採用 されている I S O マネジメントシステムの上位構 度 (High Level Structure: HLS) を参考として、この取組を「パウォーマンス評価」
(Performance Fouluation)と扱います。

を第三者的立場から確認する部

<1>作業ステップ

<ウォークスルー>

担当者の選任及び役割分担

事前準備(確認観点等の周知)

ウォークスルーの実施

レビュー対象成果物の修正

ウォークスルー結果のまとめ

各関係主体へのフィードバック

<2>実施手順

(1)ウォークスルー

<パフォーマンス評価>

評価担当者の選任

パフォーマンス評価の実施

パフォーマンス評価結果のまとめ

各関係主体へのフィードバック

ウォーク スルーは、 複数の関係主体を交えたリ スクアセスメ ン

トの妥当性確認のための取組として、 前ステップ

「6. リスクアセスメント」

に係る作業が完了した後、 リスクアセスメントの

実施 目 的の確認か ら

す。 ただし、

リ スクの評価までの一連の取組を対象と して、

次のような流れで実施しま

対象範囲及び実施のタイ ミ ングについては、 例えば規模の大き な組織におり いて効率

どの工夫を行うことが望ましいです。 - 23 -①担当者の選任及び役割分担

るな

作業の 中途で担当 者の範囲 を 限定 した簡易的なウォークスルーを実施す

的に作業を進め る ため、

ウォークスルーを実施する担当者(以下 「ウォークスルー担当者」と総称します。)

を選定します。 ウォークスルーを円滑に実施するためには、

役割分担した上、役目に応じた適切な担 当者が

ウォークスルーに参画することが重要です。

図表 13 ウォークスルーにおける主な役割・役目

役割	役目	担当部門(例)		
まとめ役	ウォークスルーの推進役として、ウォークスルーを実施する	・リスクアセスメント		
	担当者の選任に係る調整、スケジュールの調整、確認観点の整	の推進事務局		
	理、レビュー対象成果物の手配等を行います。また、ウォーク			
	スルーの結果を踏まえたリスクアセスメント結果の修正等につ			
	いて、リスクアセスメント推進担当部門のフォローアップを行			
	います。			
説明役	ウォークスルーを実施する各担当者に対し、レビュー対象成	・リスクアセスメント		
	果物の記載により可視化されたリスクアセスメントの実施目的	シートの作成者(リ		
	並びに優先サービスを支える業務・経営資源及びリスクの関係	スクアセスメント推		
	性についての説明を行います。	進担当部門)		
レビュー役	説明役からの説明を踏まえ、レビュー対象成果物の記載内容	・リスクアセスメント		
VC 1 12	に対し、確認観点に基づく指摘を行います。	シートの作成者(リ		
	リスクアセスメント結果の粒度や精度のばらつきを抑えると	スクアセスメント推		
	いう観点から、リスクアセスメントシートの作成者(リスクア	進担当部門)		
	セスメント推進担当部門)だけでなく、リスクアセスメントシ	企画部門		
	一トの作成者の所属部門以外の者、とりわけ関連業務の所管部	サービスを所管する		
	門や経営資源の利用・管理部門等の参画が必要です。また、総	部門		
	合的な判断に基づき優先サービスの選定やリスク評価がなされ	・サービスの提供に必		
	ていることを確認する観点から、必要に応じて、経営企画部	要な業務を所管する		
	門、法務部門、リスク管理部門、広報(IR)部門等の間接部 門からもレビュー役を任命することが重要です。	部門		
	「「からもレビュー伎を仕叩することが里安です。			
記録役	上	1126252451		
記録技	ウォークスルーの議事内容、指摘事項等の記録を行います。	リスクアセスメント の推進事務局		
		の推進争物内		
(※) 同一の担	当者が複数の役割を務めたり、ここに記載されていない役割を設置	したりすることがありま		
す。				
- 24 -				
○本芸進供 / 沙 恵知上生の日か)				
②事前準備(確認観点等の周知)				
_				
各関化	系主体が リ ス ク アセス メ)	ノ ト の結果		
11001	/ L T W Z Z Z Z Z Z Z Z Z	· 1 ////		
(リ ス	クアセスメ ン トシー ト	の記載内容)		
	DEAD OF POP PO	// 『山野』 1分/		

ウォークスルーにおける確認観点を策定した上、 ウォーク スルーを実施する 各担当者 に周知しておく ことが必要 です。 図表 14 ウォークスルーにおける確認観点(例) 確認報点 (例) 確認の目的 リスクアセスメントシートに記載された ・サービス、業務、経営資源等が抜け漏れなく洗い出されてい 内容が正当であること るか。また、その洗出作業の際に参照した内部資料等の根拠 が客観的に成果物から読み取れるか。 ・各ステップでの判断が、前ステップの結果を踏まえて論理的 に説明可能であるか (整合性が確保されているか)。また、そ の判断根拠が客観的に成果物から読み取れるか。 優先サービスの選定に当たり、自組織の活動目標、経営環境 の変化、関連法令その他の要求事項等を踏まえた判断がなさ れているか。また、その判断根拠が客観的に成果物から読み 取れるか。 優先サービスが完全停止した場合の影響について、直接の取 引先だけでなく、エンドユーザー等も考慮に入れて判断がな

の正当性を確認し、 結果についての認識を正しく

事前に、

共有及び合意するために、

・優先サービスの提供に必要な業務について、直接的に順客との検索がある業務に限らず、間検業務についても考慮されているか・リスクの分析において、固有リスクの評価がなされているか・リスクアセスメントシートに記載された 内容についての認識が共有及び合意されていること は数の解釈が可能な書き振りとなっているなど)となっていないか。また、特定の部門の、とりかけ情報シス

されているか

リスクアセスメントシートの記載の粒度や精度にばらつきがないか。
 リスク基準の解釈やリスク基準に基づくリスク評価の判断について、関係主体間の認識齟齬はないか

いなど)となっていないか。

テム部門内でしか通じないような記述(専門性の高い用語を 用いているにもかかわらず、対外的に通用する補足説明がな

③ウォークスルーの実施

ウォークスルーを実施する各担当者が、

それぞれの役割に基づき、

確認観点を踏まえた指摘 事項を出し合い、互いが持っている

リスクに対する認識をすり合わせ、

必要な修正事項を導き 出します。

また、

次回以後の取組における効率性の向上に向けて、 リスクアセスメント作業において体

リスクテピスメント作業において体 制面や実行面での反省点(改善すべき点)を確認 します。 ④レビュー対象成果物の修正 ウォークスルーで出

された指摘事項を踏まえた修正事項について、

成者が修正を行います。

⑤ウォークスルー結果のまとめ

パ フォーマンス評価」 において、 一連の リ

ト 活動 に係 る プ ロ セ ス の 妥当性 を評価

するためのレビュー対象成果物となります。 このため、 まとめ役は、 ウォークスルーの実施に

係る証跡として、次の成果物を作成します。

図表 15 ウォークスルーの実施に係る証跡(例)

スクアセスメ ン

ウォークスルーの実施結果については、 各関係主体間で共有されるだけでなく、 「 (2)

レビュー対象成果物の作

まとめ役は、

ウォークスルーに係る一連の作業が完了した後、

証跡となる成果物

ウォークスルー記録票

『ウォークスルー記録票』及

を各関係主体と共有します。

び『ウォークスルー指摘事項一覧表』

- 26 -

ウォークスルーの実施プロセスに係る証跡として、開催日時、レビュ

一対象、参加者の所属・氏名・ウォークスルーにおける役割、議事内容

(2)パフォーマンス評価

パフォーマンス評価は、

独立した担当者によるリスクアセスメン トの妥当性確認の取組とし

て、ウォークスルーの完了後、次のよう な流れで実施します。

①評価担当者の選任

必要な能力・知識

パフォーマンス評価の一連の作業を実施する 評価担当者を選任します(担当者数について

は、自組織の規模等に応じて判断します)。 評価担当者の選任に当たっては、次に掲げる観点

を考慮することが重要です。

図表 16 評価担当者の選任に当たり考慮すべき主な観点

考慮すべき観点 評価担当者の独立性 会計監査や業務監査等と同様、パフォーマンス評価は、前ステップまでのリ スク評価作業から独立した担当者が行うことによって公正性・客観性が確保さ

れ、ひいてはリスクアセスメントの品質向上に寄与すると考えられます。この ため、事業部門から独立した内部監査部門等を有しない中小規模の事業者等に おいては、コンサルタント企業等の外部の専門家を活用することも有効です。 パフォーマンス評価では、ストラクチャー及びプロセスの評価を行うことか 説明力等が要求されます。後述の観点を参考に評価を行う限りにおいては、1 Tや情報セキュリティに関する高度な専門知識は不要と考えます。

ら、担当者には基本的なドキュメント読解力やフィードバック時の関係者への

②パフォーマンス評価の実施 パフォーマンス評価では、 公正性

客観性の確保やリ スクアセスメ ン ト推進担当部門の負担軽 減といった観点から、 前ステ ップ及びウォーク

スルーまでの作業における各成果物を確認する こ とを基本とします。 具体的には、 「リ スクアセスメ ン トシー ト」

の記載に係る品質の確認を行 い、 あわせて 「ウォークスルー記録票」 及び 「 ウ ォーク スルー指摘事項一覧表」

を参照することにより、 リスクアセスメントシー ト の記載内容につい いて関連部門間で認識が共有され、 リスク対

応の実施対象 と する

リ ス ク について合意が とれている こ と

(合意形成のプロセスが適切であるこ と) なお、各成果物の確認作業は、次に例示したよ

などを確認します。

うな観点を踏まえて実施することを推奨しま す。

図表 17 パフォーマンス評価における確認観点 (例)

対象成果物	確認観点(例)
リスクアセスメントシート	明らかな記載漏れがないか。特に、特定されたリスクの分析・評価結果の記載漏れがないか。
	明らかな記載繰りがないか。例えば、既に何らかの対策を講じているに も関わらず、その対策を講じる前に比べ、リスクが高い評価数値となっ ているようなことはないか。
	- 全ての記載項目について、回答者(記入者)及びその責任者の名前が漏れなく明記されているか
	・リスク評価を先送りにした(リスク評価の対象としなかった)サービス 又は業務がある場合、コメント欄等に妥当性のある理由が明記されているか。また、責任者が先送りを承認していることが確認できるか。

るか。また、リスクオーナーとして、そのリスクの影響範囲等を踏まえ た適切な部門や役職員が選任されているか。 ウォークスルー記録票 全てのリスクアセスメント推進担当部門がウォークスルーに参加し、レ ビューを実施しているか。特に、評価結果の精度向上の観点から、有識 者(サービスの提供、サービスの提供に必要な業務及び業務に係る経営 資源に関し、一定の職務経験や知識を有する者) がウォークスルーに参 加し、レビューを実施しているか。 評価結果の客観性を確保する観点から、法務部門やリスク管理部門等の 間接部門がウォークスルーに参加し、レビューを実施しているか。 ウォークスルーの実効性(形骸化していないこと)を確認する観点か ら、各ウォークスルー担当者が、それぞれの役割に基づき、確認観点を 踏まえた指摘事項を出しているか。また、リスクアセスメントシートに 記載された内容のボリュームに照らし、適当な時間・回数で実施されて いるか。 ウォークスルーの実施結果は、経営層に対し適切に報告されているか (又は経営層がウォークスルーに参加し、レビューを実施しているか) ウォークスルー指摘事項一覧表 ウォークスルーで出された指摘事項に対して、漏れなく対応方針が整理 されているか。また、整理された対応方針は、リスクアセスメントシー

いるか。

パフォーマンス評価の結果として、反省点

リスク評価の対象とするリスクに対し、リスクオーナーが定められてい

③パフォーマンス評価結果のまとめ

に確実に反映されて

Ι.

(改善すべき事項) 等が発見された場合には、各

関係主体へのフィードバックに備え、

リスト化しておきます。

④各関係主体へのフィードバック

評価担当者は、 パフォーマンス評価に係る一連の作業が完了 した後、パフォーマンス評価結 果を各関係主体と共有します。その際、 後続で検討する リスク対応の最終責任者である経営層 に対しても、 同結果を共有することを推奨します。 また、リスクアセスメント に係る取組において良好だった点について も共有することが望ましいと考えます。 良好だっ た点が各関係主体に認識 さ れ、 水平展開されることによって、 リスクアセスメン トの更なる品質向上が期待できます。 <3>課題管理 リ スクアセスメ ン ト作業や妥当性確認によ り明らかとなった体制面や実行面での反省点(改 課題と して特定します。 この際、 特定された 課題については、課題管理表に登録します。 特定された課題について各関係主体間で共有し、 作業 (タスク) 単位に分割して、 作業担当 者に対し解決期限を定めて割り当てます。 各 タ ス ク は完 了 す る ま で継続的 に 監視 し、

善すべき点) 等については、 その原因を分析し、

経過及び 結果を記録して、

課題のフォローアップを行います。

- 28 -

<参考>リスクアセスメントの次ステップ (リスク対応の選択肢の同定)

リスク対応では、対象とするリスクに対して、どのような対処を、いつまでに行うかを明確にします。対処の 方法には、大きく分けて「リスクの経験」「リスクの回避」「リスクの移転」「リスクの保有」の4つがありま す。各リスクについて、これらの対処方法のいずれを採用するかを同定することにより、リスク対応の方針を明 らかにします。

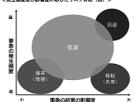
くリスク対応の選択肢>

対処方法	概要	分類
<1>価減	リスクに対して適切な管理策を適用する。	リスク・コントロー
①リスク源の除去	リスクの起こりやすさ及び結果に与える影響の源を除去 する。(例:脆弱性に対するセキュリティパッチの適用)	ル
②影響度の低減	事業者等への影響度を低減させる。	
③起こりやすさの低減	発生頻度や起こりやすさを下げる。	
<2>回遊	リスクを生じさせる活動を開始又は継続しないことを決 定することにより、リスクを回避する。	
<3>移転(共有)	一つ以上の他者とリスクの全部又は一部を共有する。 (契約によるリスクの分散及び保険加入等による金銭面でのリスク対策を含む。)	リスク・ファイナン ス
<4>保有(受容)	情報に基づく意思決定により、リスクを保有(受容)する。	

(注) 193 (1000:2009 において、リスクの根據には、「ある機会を追求するために、リスクを取る、又は増加させる」という概念も含まれていますが、本手引書では、目的に対する負の影響をリスクと捉える考え方に基づくため、表中には記載していません。

効果的なリスク対応を実現するためには、事象の発生頻度や事象の結果の影響疲合いなどに応じて、適切な対策を講じることが必要です。事象の発生頻度及び事象の結果の影響後かいのいずれも大きいと判断されたリスクについては、そのリスクの決きさをかさくするための努力をするよりも、むしろリスク回避をした方が望ましいという考え方もあります。また、発生頻度が低いものの、影響度が大きいといった場合には、サイバー保険等を活用したリスク移転(共布)が望ましいという考え方もあります。こうした考え方を整理すると、発生頻度と影響度に応じて、一般的には、下図のように表すことができます。

<条生頻度及び影響度に広じたリスク対応(例)>



なお、リスク対応の選択肢の同定は、必ずしも択一ではなく、複数の選択肢に跨る対処を実施することがあります。特に重要インフラ事業者等における機能保証の考え方を働きえると、リスクの低減若しくは移転又はこれらの組合性により、リスクの回避を選択しないための最大限の努力を払うことも必要です。

また、例えば情報漏えいのような事象においては、事象の結果の影響度が低く、かつ、事象の発生頻度が高い と分析された場合であっても、起こりやすさの眩鏡が必ずしも合理的なリスク対応でなく、セキュリティパッチ の適用等のリスク類の除去を携じた方が費用や効果の面でより合理的なリスク対応であるケースもあります。 最終的には、事業者等の活動目標や利害関係者からの要求事項等を勘索して意思決定することになりますが、 こうした考え方を念頭に置きながら、リスク対応の選択肢の同定について検討することが重要です。 なね、リスク対応後の発情リスクについては、重思決定者を含む関係主体間(必要に応じてサプライチェーン 等を含む)と共有し、その特徴及び程度を震動することが必要です。

- 29 -

8. リスクアセスメントの継続的な見直し

リ スクアセスメ ン

トの結果と して認識された状態は、

経時的に変化すると予想されます。 リスクア

セスメ ン トを変更又は無効なもの

とするおそれのある状況及びその他の要因を特定

「リ スクアセスメ ン

ト結果の継続的なモニタ リ ング

して認識された状態との差異を特定するために、

ト結果の見直 しを実施する」 など、 リスクを適切に管理し、 リスクマネジメン

押さえて観察し、又は決定する取組)を実施し、 必要に応じて適宜にリ スクアセスメ ン

ト の取組を継続的かつ有効に機能 さ せる仕組みを構築することが必要です。

状態を継続的に点検し、 監督し、 要点を

(リスクアセスメン トの結果と

し、 リスクの変動に適切に対処するためには、

本章では、 リスクアセスメン トの継続的な見直しに向けたモニタ IJ ングについて、 参考になる実施 手順を記載 します。 なお、 次回以後のリスクアセスメントの際には、 モニタリングの結果を踏まえ、必要な体制や運用 の見直しを行います。 <1>作業ステップ モニタリング実施計画の策定 モニタリングの実施 モニタリング結果の反映方針の策定

<2>実施手順

(1) モニタリング実施計画の策定

リスクアヤスメントシー

トに記載されたリスクアセスメント結果について、

モニタリング

を行うため、その実施計画を策定します。

なお、実施計画には、

モニタリングの結果を踏まえた、

次回以後のリスクアセスメント作業に向けた対応は

た対応方針の策定に係る計画を含みます。

(2) モニタリングの実施 リ ス ク オーナーは、 モニタ リ ング実施計画に基づき、 モニタリングを実施します。 モニタ リ ングについては、 リスク 評価により 特定されたリスク (リ スク対応の実施対象とする リ ス ク) に係る
リスク対応のフォローアップに限らず、 当該リ スクの評価に至る一連の取組にお (各リ スクアセスメ ン トシー トに書き出された事項の全て) を対象と して実施することを基本とします。 なお、モニタリングの実施に際しては、 次に掲げる観点を踏まえることを推奨します。 ・リスクアセスメントを実施した際に前提と していた外部環境の変化に起因する状態の変 動。なお、技術的な環境の変化だけでなく、

化についても考慮することが必要です。
・ リスクアセスメントを実施した際に前提としていた内部環境の変化に起因する状態の変

経済的、政治・法律的及び社会的な環境の変

スクアセスメントの実施目的、 サービスの経営上 の位置付け (業績への 寄与度や事業上の依存度等の事業経営上の位置付

動。 と りわけ、 事業者等の活動目標、 リ

け)、利害関係者 (顧客、 仕入先、 株主、 地域社会等)

(顧客、 仕入先、 株主、 地域社会等) からのニーズ ・ 期待等の変化を考慮する こ と

が重要です。

モニタリングの結果を踏まえ、 次回以後のリスクアセスメン

(3) モニタリング結果の反映方針の策定

ト作業に向けた対応方針を策

定します。

- 31 -

<参考>リスクマネジメントの取組に対する内部監査 リスクアセスメントのプロセスを含む、リスクマネジメント全体の取組に対する継続的な見直しの

取組として、第三者の視点による内部監査を行うことが有効です。

リスクマネジメントとはリスクの組織的な管理のプロセスであり、リスクアセスメントの結果から リスク対応を計画し、リスク低減策として管理策を設計し、PDCA サイクルに沿ってその実行管理を行 うという一連の取組を指します (1. <2>の図表1参照)。

内部監査は、リスクマネジメントの PDCA サイクルの C (評価) において行われる取組であり、リス クマネジメントの PDCA が適切に運営されていること、及び各管理策が有効に運用されていることの 確認を行うことを目的に実施されます。(PDCA サイクルの詳細は指針を参照)

一般的に内部監査は、以下のようなプロセスに沿って行われます。

1. 事前準備 (監査目的、監査範囲、監査基準の明確化等)

2. 監査活動の実施 (面談、観察、文書レビュー等を通じた、監査項目の評価)

3. 監査報告書の作成 (監査基準に照らした監査所見、及び是正や改美の提言を含む監査結論の記載)

4. 監査のフォローアップ (是正処置、改善処置の完了及び有効性についての検証)

内部監査では、環境変化等によるリスクの変動に適切に対処できているかといった観点からリスク マネジメント全体の取組の確認を行い、是正、改善が必要な項目を指摘し、どのような処置をいつま

でに行うかについて合意を行うとともに、それらが計画どおり実行されているかの検証を行います。

なお、リスクマネジメントの取組に対する内部監査に当たっては、機能保証の考え方を踏まえリス クに適切に対処できているかという視点から、以下のような観点を考慮することを推奨します。

・リスクアセスメントの妥当性や品質の確認が、パフォーマンス評価等により適切に 行われていること。

・リスクアセスメントの結果として実施する各リスク対応が、各々のリスクを許容可 能な水準に抑えられる妥当な内容となっており、適切に実装・運用されていること。 (対応不要と判断したリスクの妥当性確認を含む)

・リスクアセスメントを実施した際に前提としていた外部環境・内部環境の変化に起

図する状態の変動をモニタリングし、必要に応じてリスクアセスメント翻来やリスク対応の見直しが適切に実施されていること。
- 情報セキュリティに関する新しい脅威や脆弱性、情報セキュリティに係る重大な事業の動向や情報セキュリティ上のリスクを高める社会の動向等を踏まえ、考慮が漏れているリスクや過小評価されているリスクがないこと。
- リスクアセスメントが定期的かつ計画的に行われ、リスクの変動に適切に対処する態勢が整っていること。

付録 A.用語の説明

クの程度。

の取組み。

田颉

リスク源

リスクに対する態度

/13 [[2]	82-91
イベントツリー分析	所与の単一の原因から生じる複数の潜在的な結果を分析する手法。ある初期事象からスタ
	一トして、いろいろな経路をとることにより結果がどうなるかを明らかにするもの。
経営層	最高位で組織を指揮し、管理する個人又は人々の集まり。
	(会社の場合には、業務を執行する取締役、執行役等の機関及びこれらに準じる重要な使用
	人(執行役員等の役職に就いている者)などが該当する。)
固有リスク	リスク対応を講じる前又は講じていないと想定した状態における本来有するリスク。
最大許容停止時間	製品・サービスを提供しない、又は事業活動を行わない結果として生じる可能性のある悪
	影響が、許容不能な状態になるまでの時間。
サプライチェーン	組織の壁を越えたサービス提供に関わる一連の活動又は関係者。
残留リスク	リスク対応後に残るリスク。
事象	ある一連の周辺状況の出現又は変化。
事象の結果	目的に影響を与える事象の結末。
重要インフラ事業者等	提供するサービスが停止又はその品質が低下した場合に、我が国の国民生活又は社会経済
	活動に多大な影響を及ぼす可能性のある事業者等。
詳細リスク分析	資産ごとに関連するリスクの解析を実施するリスク分析のアプローチ。
バリュー・チェーン	サービスの提供に関係する事業活動を機能単位に分割して捉え、その役割と流れに沿って
	体系化するもの。
フォールトツリー分析	望ましくない結果をもたらす原因をトップダウンで体系的に探究する手法。事象の結果の
	発生原因、潜在的に発生の可能性がある原因又は発生の要因を抽出し、事象の結果の発生条
	件及び要因の識別及び解析を行うもの。
優先サービス障害	
	情報、情報システム、制御システム等が期待通りの機能を発揮しない又は発揮できない状
	情報、情報システム、制御システム等が期待適りの機能を発揮しない又は発揮できない状態となる事象のうち、優先サービスの提供水準が最低限維持されるべき水準を下回る事象。
利害関係者	
利害関係者	態となる事象のうち、優先サービスの提供水準が最低限維持されるべき水準を下回る事象。
利害関係者 リスクアセスメント	態となる事象のうち、優先サービスの提供水準が最低限維持されるべき水準を下回る事象。 ある決定事項又は活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受け
	感となる事象のうち、優先サービスの提供水準が最低限維持されるべき水準を下回る事象。 ある決定事項又は活動に影響を与え得るが、その影響を受け得るが、又はその影響を受け ると認識している個人又は結構。

なお、リスク源は、有形の場合も無形の場合もある。

それ自体又はほかとの組合せによって、リスクを生じさせる力を本来潜在的にもっている

リスクのアセスメントを行い、最終的にリスクを保有する、取る又は避ける、という組織

リスク対応	リスクを修正するプロセス。	
	リスク対応には、リスクを修正するために一つ以上の選択肢を選び出すこと及びそれらの	
	選択肢を実践することが含まれる。リスク対応は本書の対象ではないが、リスクアセスメン	
	トに続くプロセスとしてリスク対応の選択肢の同定について、P29 に参考情報を記載してい	
	S.	
リスク特定	リスクを発見、認識及び記述するプロセス。	
7771976	なお、リスク特定には、リスク源、事象、それらの原因及び起こり得る結果の特定が含ま	
	れます。	
リスク評価	リスク及び/又はその大きさが、受容可能か又は許容可能かを決定するために、リスク分	
7.A.Z.BTIM	がの結果をリスク基準と比較するプロセス。	
リスク分析	リスクの特質を理解し、リスクレベルを決定するプロセス。	
77.771	なお、リスク分析は、リスク評価及びリスク対応に関する意思決定の基礎を提供する。	
リスクレベル	事象の結果の影響度とその起こりやすさ (発生頻度) との組合せとして表わされるリスク	
	又は組み合わさったリスクの大きさ。	
	なお、リスクレベルを定量化(数値化)した評価をリスク値といいます。	
	- 33 -	

- 付録B. 参考文献 [1] JIS Q 31000:2010, リスクマネジメント
- -原則及び指針. (注)対応国際規格: ISO 31000:2009,
- Risk management—Principles and guidelines.
- [2] JIS Q 31010:2012, リスクマネジメントーリスクアセスメント技法.
- (注)対応国際規格: IEC/ISO 31010:2009, Risk management—Risk assessment
- techniques.
 [3] JIS Q 0073:2010,
- リスクマネジメントー用語. (注)対応国際規格: ISO Guide73 2009, Risk management-Vocabulary.
- [4] ISO/IEC 27005:2011, Information technology—Security techniques—Information security risk management.

社会セキュリティー事業継続マネジメントシステムー要求事項 (注)対応国際規格: ISO 22301:2012, Societal security—Business continuity

management systems—Requirements.

[5] JIS Q 22301:2013,

[6] JIS Q 19011:2012, マネジメント
システム監査のための指針.

 (注)対応国際規格: ISO 19011:2011,

 Guidelines for auditing management systems.

徹底解説―BCP・BCMS の構築・ 運用から認証取得まで―』 ニュートン・コンサルティング監修, オーム社.

[7] 勝俣良介著(2012) 『ISO22301

[8] リスクマネジメント規格活用検討会編著 (2014) 『ISO 31000:2009 リスクマネジメント 解説と 適用ガイド』日本規格協会. [9] 佐藤学・羽田卓郎・中川将征著(2013) 『ISO 22301 で構築する事業継続マネジメント システム』 日科技連出版社. [10] 畠中伸敏編著(2008) 『情報セキュリティのためのリスク分析・評価 第2版―官公庁・金融機 関・一般企業におけるリスク分析・評価の実践―』 日科技連出版社. [11] 内閣官房内閣サイバーセキュ リティセンター(2015) 『重要インフラにおける情報セキュリティ対策 の優先順位付けに係る手引書(第1版)』, http://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/shishin- tebiki1.pdf>

リティセンター(2017) 『情報セキュリティ監査実施手順の策定手引

[12] 内閣官房内閣サイバーセキュ

書』, <

http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/SecurityAuditManual.pdf>

- 34 -